

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（必要と認める図書） 第 9 条 省令第41条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。 （1） 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。） 、 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。） 又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。） の住宅部分 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。） （2） 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者 ア [略] イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第15条第 1 項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関	（必要と認める図書） 第 9 条 省令第41条第 1 項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ低炭素建築物新築等計画について法第54条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。 （1） 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。） 、 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。） 又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。） の住宅部分 <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第 1 号） 第 1 条第 2 項に規定する住宅部分をいう。）</u> 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。） （2） 前号に掲げる建築物等以外の建築物 次に掲げる者のうちいずれかの者 ア [略] イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第14条第 1 項</u>に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。